

第9章 廃棄物処理対策

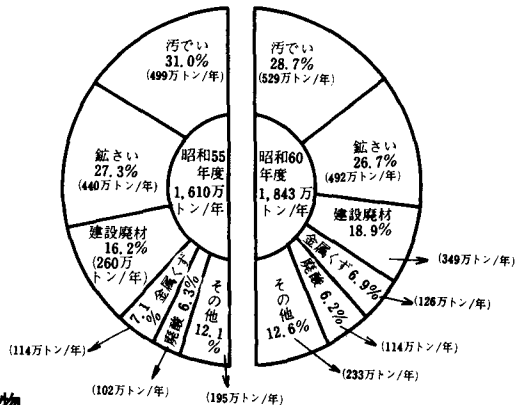
第1節 廃棄物の排出等の状況

第1 産業廃棄物

近年、経済・社会活動の発展に伴い、特に第2次産業から排出される産業廃棄物はその量が増加するとともに、質においても多様化の傾向を示し、処理困難な物質を含むものが多くなっている。一方、著しく都市化が進み、狭小過密な府域では、内陸部に廃棄物の適切な処分用地を確保することはますます困難な状況にある。

府域における産業廃棄物の排出量は図2-9-1のとおりである（大阪府産業廃棄物処理計画（昭和57年6月策定）による。）。

図2-9-1 産業廃棄物種別排出量（推計）



第2 一般廃棄物

1 概 観

生活水準の高度化に伴い、日常の生活活動によって排出されるごみの量は年々増加の傾向を示し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)第6条の規定に基づいて市町村が行うごみの計画収集量は、昭和56年度では約337万トンに達している(図2-9-2)。

その収集及び処理の内訳をみると、収集内訳では市町村直営によるものが約40%、許可業者によるものが約36%で、両者により全体の約76%近くに達しており、処理内訳では焼却によるものが約85%を占めているが、これらは市町村(一部事務組合を含む。)のごみ処理施設において処理されている(図2-9-3)。

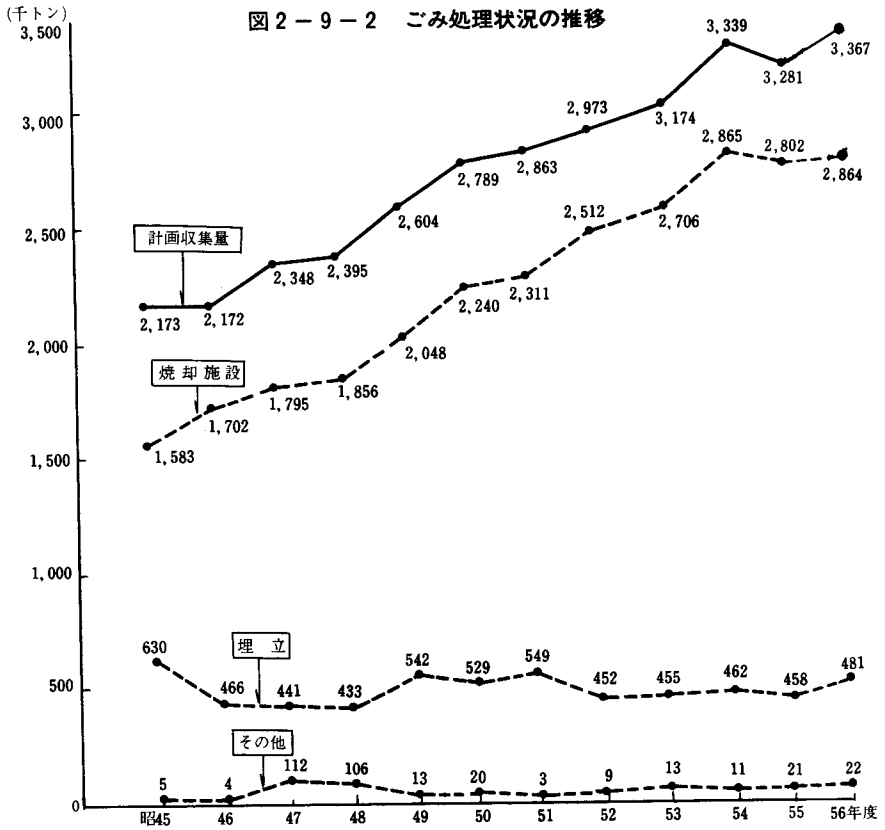
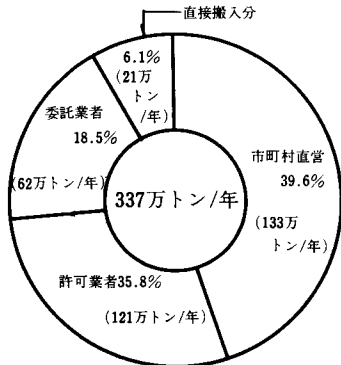
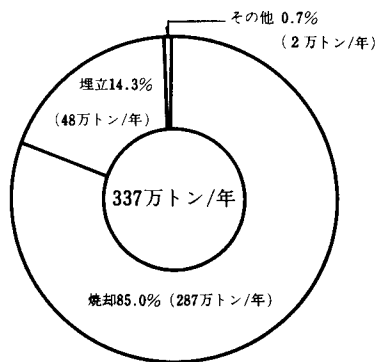


図 2-9-3 ごみの収集及び処理の区分 (昭和56年度)

(1) 収集内訳



(2) 処理内訳



2 し 尿

廃棄物処理法第6条の規定に基づいて市町村が行うし尿（浄化槽汚でいを含む。）の計画収集量は、昭和56年度では約184万klであり、ここ数年ほぼ横ばいないし減少の状態である（図2-9-4）。

し尿については、生し尿と浄化槽汚でいに分けられるが、近年し尿浄化槽の増加により浄化槽汚でいの比率が増加する傾向にある。

その収集及び処理の内訳をみると、収集内訳では委託業者によるものが約50%で半数を占めており、処理内訳では市町村（一部事務組合を含む。）のし尿処理施設において約86%が処理されている（図2-9-5）。

図2-9-4 し尿処理状況の推移

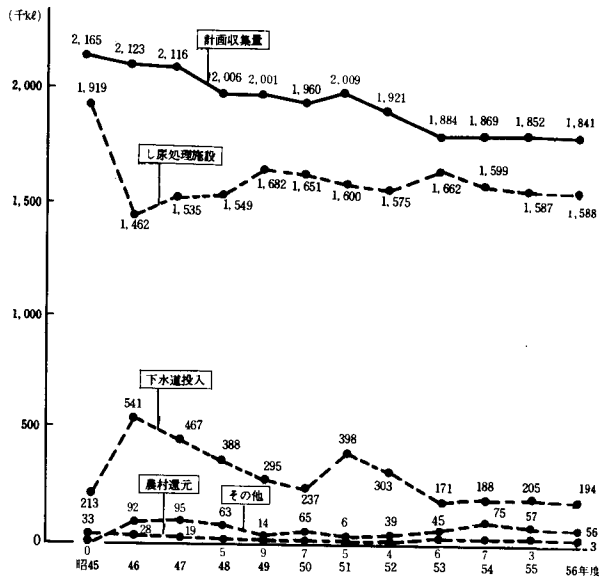
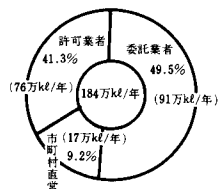
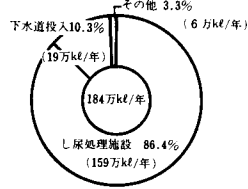


図2-9-5 し尿収集及び処理の区分（昭和56年度）

(1) 収集内訳



(2) 処理内訳



第2節 産業廃棄物処理対策

第1 新長期処理計画の策定

産業廃棄物を適正に処理し、生活環境の保全を図るため、大阪府産業廃棄物処理計画（昭和49年7月）を策定し、その推進に努めてきたが、80年代の経済・社会情勢の変化に対応し得る産業廃棄物の処理体系を確立するため、大阪府公害対策審議会の答申を得て、昭和57年6月30日に新たに昭和57年度を初年度とし、昭和65年度を目標年度とする「大阪府産業廃棄物処理計画」を策定した。

本計画では、府域の事業所から発生する多量の産業廃棄物の適正処理にあたっては、産業廃棄物の発生抑制、適正管理及び事業者処理責任の原則にのっとり、産業廃棄物総合的管理システムの確立、減量化の推進及び最終処分場の確保を主要な柱として所要の施策を推進することとしている。

第2 広域処理対策事業の推進

産業廃棄物の適正な処理を図るため、廃棄物処理法及び大阪府産業廃棄物処理計画に基づき、財団法人大阪産業廃棄物処理公社を事業主体として次のような事業を実施した。

昭和57年度における事業の内容は表2-9-1～2のとおりである。

表2-9-1 堺第7-3区における最終処分手業の内容（昭和57年度）

対象廃棄物	対象事業	対象地域	受入量	受入実績
無害汚でい、廃プラスチック類、ゴムくず、無害ダスト類、がれき及びこれらに類するものなど10種類	公共事業 民間事業	府全域	車両台数 1日1,500台以内	1,731,752トン

表2-9-2 堺第7-3区における中間処理事業の内容（昭和57年度）

処理対象廃棄物	対象事業	処理量	処理実績	処理方法
廃油・油でい	公共事業 民間事業	20トン/日	749トン	焼却
有害汚でい等	〃	5トン/日	684トン	固型化
有機性汚でい	〃	15トン/日	1,356トン	固化

(参考) (財)大阪産業廃棄物処理公社の事業

財団法人大阪産業廃棄物処理公社は府域における産業廃棄物の広域処理を主要事業として、①堺第7-3区及び大阪市北港における最終処分事業、②有害物質を含む汚でい等の中間処理事業を行っている。

第3 事業者指導の強化

産業廃棄物の適正処理については、事業者処理責任の原則に基づき事業者指導を強化してきた。昭和57年度においては、有害物質に係る産業廃棄物及び産業廃棄物処理施設等の実態を継続的に把握するため、有害物質関連事業所等2,800ヵ所を重点対象として、廃棄物処理法第18条の規定に基づく産業廃棄物の処理に関する報告の徴収及び同法第19条に基づく立入検査等を実施した。

なお、産業廃棄物の減量化対策の一層の推進を図るため、産業廃棄物の減量化に関する調査を行った。

第4 産業廃棄物処理業の許可等

産業廃棄物に係る処理業の許可に当っては、処理業者に対する適切な指導と円滑な事務の遂行を期するため、府独自の予備審査制度による積極的な事前指導を行うこととしているが、昭和57年度における処理業の許可は149件、事業範囲の変更の許可は59件で、その内訳は収集・運搬業が194件、中間処理業が13件埋立処分業が1件であった。

また、廃棄物処理法施行規則第9条第3号に基づく再生利用業の指定については、昭和57年度は、6件であった。

なお、産業廃棄物処理施設の設置の届出件数は12件であった(表2-9-3)。

表 2 - 9 - 3 産業廃棄物処理施設設置の届出状況

(昭和58年3月31日現在)

処理の区分	施設の種類	届出規模	昭和57年度受理件数	設置状況	
中間処理	汚での脱水施設	10m ³ /日を超えるもの	8	154	
	汚での乾燥施設(機械)	10m ³ /日を超えるもの	0	4	
	汚での乾燥施設(天日)	100m ³ /日を超えるもの	0	1	
	汚での焼却施設	5 m ³ /日を超えるもの	0	3	
	廃油の油水分離施設	10m ³ /日を超えるもの	0	1	
	廃油の焼却施設	1 m ³ /日を超えるもの	1	8	
	廃酸、廃アルカリの中和施設	50m ³ /日を超えるもの	0	0	
	廃プラスチック類の破碎施設	5 トン/日を超えるもの	0	0	
	廃プラスチック類の焼却施設	0.1トン/日を超えるもの	2	25	
	有害な汚でのコンクリート固型化施設	—	0	0	
	水銀を含む汚でのばい焼施設	—	0	0	
	シアン化合物の分解施設	—	0	0	
	廃PCB等の焼却施設	—	0	0	
	PCB汚染物の洗浄施設	—	0	0	
	合計			11	196
	最終処分	しゃ断型最終処分場	—	0	0
安定型最終処分場		3,000m ³ を超えるもの	1	6	
管理型最終処分場		1,000m ³ を超えるもの	0	4	
合計			1	10	

(注) 廃棄物処理法第15条に基づき届出された産業廃棄物処理施設の実数

第3節 一般廃棄物処理対策

第1 一般廃棄物処理施設の整備に対する助成

1 一般廃棄物処理施設の整備状況

府下市町村における一般廃棄物処理施設の整備状況をみると、ごみ処理施設については18市町9組合における合計処理能力15,240トン/日、し尿処理施設は19市町7組合における合計処理能力5,854kl/日、粗大ごみ処理施設では11市6組合における合計処理能力1,190トン/日となっている（表2-9-4）。

2 施設整備に対する助成

一般廃棄物の適正処理を推進し、地域の生活環境の保全を図るため、市町村が行う廃棄物処理施設の新・増設及び改造事業に対し技術援助及び財政援助を行っており、堺市ほか9市組合に対し1億1,000万円を交付した。その対象施設数は、し尿処理施設9施設、ごみ処理施設2施設となっている。

なお、廃棄物処理施設の新・増設等について、16市町組合に対し、国庫補助金31億9,833万円が交付されている。

第2 公害防止施設の整備に対する助成

市町村が処理する一般廃棄物（ごみ及びし尿）の処理施設の焼却炉については、府公害防止条例に基づき公害防止設備（洗浄集じん装置）の設置が義務付けられており、その設置に係る地方債の利子支払額について、大阪市ほか6市町組合に対し利子補給金5,151万6千円を交付した。

また、その稼働に要する経費について、大阪市ほか15市町組合に対し、3億1,394万5千円を交付した。

第3 廃棄物減量化対策の推進

一般廃棄物（ごみ）の量的な増大、質的な多様化に伴い、市町村は最終処分場の確保難、処理経費の増嵩、さらに空き缶等散乱性廃棄物などの問題を抱えており、これらに対処するため廃棄物減量化対策の推進が当面の大きな課題となっている。このため廃棄物減量化対策をより効果的、統一的に推進するため市町村、清掃事務組合とともに「大阪府廃棄物減量化対策推進協議会」を設置し、廃棄物減量化手法等に関する調査・研究、環境美化のための啓発活動を行った。

表2-9-4 一般廃棄物処理施設の整備状況

(昭和58年3月31日現在)

し尿処理施設		ごみ処理施設		ごみ処理施設		ごみ処理施設	
市町	(組名)	規模 (㎥/日)	市町	(組名)	規模 (トン/日)	市町	(組名)
能勢	町	15	豊中	町	10	箕面	市
豊中	市	100	池田	市	180	池田	市
豊中	市	150	豊中	市	120	豊中	市
吹田	市	180	吹田	市	975	吹田	市
茨木	市	200	吹田	市	630	茨木	市
高島	市	320	茨木	市	750	高槻	市
高島	市	34	茨木	市	90	高槻	市
高島	市	347	茨木	市	750	高槻	市
高島	市	290	茨木	市	30	高槻	市
高島	市	200	茨木	市	450	高槻	市
高島	市	177	茨木	市	360	高槻	市
高島	市	65	茨木	市	300	高槻	市
高島	市	830	茨木	市	210	高槻	市
高島	市	380	茨木	市	180	高槻	市
高島	市	400	茨木	市	1,200	高槻	市
高島	市	148	茨木	市	5,500	高槻	市
高島	市	272	茨木	市	150	高槻	市
高島	市	610	茨木	市	450	高槻	市
高島	市	360	茨木	市	300	高槻	市
高島	市	30	茨木	市	1,050	高槻	市
高島	市	228	茨木	市	450	高槻	市
高島	市	158	茨木	市	90	高槻	市
高島	市	180	茨木	市	600	高槻	市
高島	市	30	茨木	市	180	高槻	市
高島	市	100	茨木	市	40	高槻	市
高島	市	50	茨木	市	180	高槻	市
高島	市		茨木	市	15	高槻	市
合計	計	5,854	合計	計	15,240	合計	計
合計	計		合計	計		合計	計

(注) 大阪市、池田市、箕面市及び摂津市のし尿については、公共下水道で処理されている。

第4節 広域処理場整備計画の推進

高密度な土地利用が行われている近畿の大都市圏域において、内陸部に廃棄物の最終処分場を新たに確保することは困難であり、重要な行政課題となっている。

このため、広域処理場整備計画（フェニックス計画）を府下市町村、近畿の関係団体と協力して推進することとし、広域臨海環境整備センター法（昭和56年法律第76号）に基づき昭和57年3月に設立した本計画の事業主体である大阪湾広域臨海環境整備センターにおいて基本計画策定のための調査を実施した。